

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率並びに水道事業会計、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の令和元年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付して報告する。

記

健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (%)	13.22 (%)	20.00 (%)
連結実質赤字比率	－ (%)	18.22 (%)	30.00 (%)
実質公債費比率	5.6 (%)	25.0 (%)	35.0 (%)
将来負担比率	－ (%)	350.0 (%)	

資金不足比率		経営健全化基準
水道事業会計	－ (%)	20.0 (%)
簡易水道事業会計	－ (%)	20.0 (%)
公共下水道事業会計	－ (%)	20.0 (%)

※ 各比率の「－ (%)」は、赤字、将来負担比率又は資金不足がないことを表す。